

第4章 I 健康都市施策の展開

健康都市施策は、健康都市推進プランを中心に推進していくこととなりますが、都市そのものを健康にすることで、あらゆる角度から市民の健康を実現するという、健康都市の理念に沿ったまちづくりを進めるためには、全ての部門の施策・事業が関わってきます。

ここでは、流山市が実施する事業のうち、第3章で示したリーディング事業及び重点施策以外の施策で市民の健康づくりに関わりのある事業を、健康都市施策の柱ごとにリストアップすることで、健康都市施策の全体像を示していきます。



(1) 心と体を健やかに育むまちづくり（保健・医療分野）

(1) 保健分野

① 検診・保健指導

母子健康教育相談指導事業《健康増進課》

妊娠から出産育児までの一貫した健康教育・相談・指導を行います。



高齢者肺炎球菌ワクチン接種費用助成事業《健康増進課》

肺炎球菌感染を予防するため、平成26年4月1日から9月末まで、75歳以上の市民を対象に、ワクチン接種費用の一部を助成します。10月以降は定期化に伴い、定期接種対象者以外の方の接種機会を確保するため、対象者を65歳以上に拡大し、5年間助成制度を継続します。

② 市民の健康づくり

健康都市推進事業《社会福祉課》

本プログラムに盛り込まれた健康施策と健康都市推進プランを具体的に実施することで、健康都市の実現を目指します。

健康増進事業《健康増進課》

生活習慣病の早期発見・治療につなげるための各種がん等の検診や健康に関する相談・教育・指導を行います。

健康づくり支援事業《健康増進課》

市民の主体的な健康づくりへの情報提供として喫煙の健康への影響と受動喫煙防止に関する知識の普及啓発・食育の推進を図るための事業等を実施します。

ヘルスアップ事業《健康増進課》

運動のきっかけづくりを提供し健康維持と生活習慣病の予防を図ります。

(平成24年から事業の見直しを図りました。)



ヘルスアップ事業
福祉会館等市内5か所で開催

(2) 医療分野

①医療体制

夜間小児救急医療確保事業《健康増進課》

平日夜間診療所の診察終了後の小児の一次救急を確保するため、市内病院が行う一次救急に対し負担を行います。

新型インフルエンザ等感染症対策事業《健康増進課》

新型インフルエンザ等感染症の発生に際し感染拡大防止の措置を取るため防護服、医薬品の備蓄を行います。

災害医療事業《健康増進課》

平常時から地域の災害医療対策の整備に関する事項の検討を行う場として医療関係団体等を構成員として会議を設置し、災害時に備えます。

放射線に係る健康相談事業《健康増進課》

福島第一原子力発電所事故後の健康不安に対応するための専門医による相談事業を行います。

後期高齢者医療保険制度事業《高齢者生きがい推進課》

75歳（一定の障がいがある方は65歳）以上の方が安心して医療を受けられるように、後期高齢者医療費の安定的な給付及び支給を行います。

人間ドック助成事業《国保年金課・高齢者生きがい推進課》

35歳以上の国民健康保険及び後期高齢者医療制度の被保険者の方が人間ドックを受診するとき、費用の一部を補助・助成します。

あんま・マッサージ等助成事業《国保年金課・高齢者生きがい推進課》

60歳以上の国民健康保険及び後期高齢者医療制度の被保険者を対象に、あんま・マッサージ等の利用を助成することによって、健康の保持増進を図ります。



②救急医療

救急医療事業《健康増進課》

日曜・祝日・年末年始の救急医療機関の診療を確保します。

救急救命士養成事業《消防総務課》

救急隊の技術や資質の向上を図るために、高度な救命措置を行うことのできる救急救命士を養成します。

救急業務メディカルコントロール事業《消防防災課》

東葛飾北部救急業務メディカルコントロール協議会で行われる、救急活動における救命処置に関する事後検証部会及び救急隊員の教育指導部会の活動により、救急隊員の技術と資質の向上を図ります。



救急救命士 救急活動研修会
流山市消防本部大会議室にて



(2) 緑の回復・保全と安心・安全のまちづくり（環境・都市基盤・安心・安全分野）

(1) 環境分野

①環境保全

水質保全対策事業《環境政策・放射能対策課》

水質改善に必要な浄化施設の適正管理や市内主要河川の水質調査を実施し、公共用水域の保全に努めます。

生活排水対策推進啓発事業《環境政策・放射能対策課》

公共用水域の水質汚濁の主な原因は、生活排水であるため、浄化槽の放流水の水質の調査を実施し、維持管理に必要な啓発を実施します。

不法投棄対策事業《環境政策・放射能対策課》

市内に不法投棄された投棄物の処理と不法投棄の未然防止・早期発見のためのパトロールの強化・充実を図り、生活環境の保全に努めます。

市民環境講座事業《環境政策・放射能対策課》

地球温暖化問題をテーマに、市民向けの環境講座等を開催し、今日の地球環境問題に対する市民意識や取り組みを啓発します。



流山北小学校で環境出前講座

地域環境保全推進指導事業《環境政策・放射能対策課》

空地（宅地化された土地及び住宅地に隣接する土地）の草木の適正管理を促進するため、管理指導を行い不快害虫など発生抑制等に努めます。

ごみゼロ作戦実施事業《環境政策・放射能対策課》

自治会・各種団体・市民の協力を得ながら春・秋ごみゼロ運動及び江戸川クリーン作戦を実施します。

低公害車借上事業《環境政策・放射能対策課、財産活用課》

自動車の排気ガスによる大気汚染を削減するため、低公害車をリースにより導入します。

地球温暖化対策実行計画推進事業《環境政策・放射能対策課》

地球温暖化対策の具体的な行動を推進するため、夏季・冬季の2回、一か月の電気使用量を前年度比で一定量削減した家庭に「ながぼんポイント」を付与する「節電チャレンジ」や省エネ啓発機器の貸し出し等により、一般家庭からの二酸化炭素排出量の削減を推進します。



地球温暖化対策のひとつ「電気自動車」

②資源循環

廃棄物減量等推進員事業《クリーンセンター》

市と市民が一体となって、ごみ減量・資源化を推進するため、各地域の廃棄物減量等推進員に対する会議等を開催し、より一層のごみ減量・資源化の推進を図ります。

ごみ減量・資源化啓発事業《クリーンセンター》

ケロクルミーティング（出前講座）やガレージセール及びリサイクルに関する各種講座、教室等の開催など様々な機会を捉えて、市民へごみ減量・資源化を啓発することにより、より一層のごみ減量の推進を図ります。

リサイクル団体育成支援事業《クリーンセンター》

報償金や奨励金を支給するなどの支援を行うことにより、集団回収を促進し、資源物の有効利用の促進を図ります。

リサイクル推進店実施促進事業《クリーンセンター》

ごみの減量・資源化に取り組んでいる店舗を「リサイクル推進店」として認定し、広く市民へ周知し、市民・事業者・行政の三者の協働によって循環型社会の形成を図ります。

剪定枝資源化施策運営事業《クリーンセンター》

資源循環型社会に資するため、剪定枝のマルチング材化及び堆肥化等を行い、資源化します。



ケロクル
ごみ減量・資源化キャラクター

(2) 都市基盤分野

① 都市基盤の整備

ぐりーんバス運行事業《都市計画課》

市民の移動手段の確保と利便性向上を図り、公共交通の利用促進による環境負荷の低減に努めます。※ぐりーんバスについてはP 6 コラムをご覧ください。

都市整備推進事業《まちづくり推進課》

つくばエクスプレス沿線以外の駅周辺の市街地整備を促進し、良好な市街地を形成します。

公開通路等整備事業《まちづくり推進課》

つくばエクスプレスの駅舎等で分断されるセンター地区について、公開通路を整備し、適切な管理を行うことにより円滑な歩行者ネットワークを確保します。

下水道の維持管理及び普及《下水道業務課》

公共下水道の機能を確保するため適切な維持管理を行います。併せて、公共下水道への接続を促進し、水洗化率向上による衛生的な生活環境の改善及び江戸川と手賀沼の公共用水域の水質の保全を図ります。



整備が進む公共下水道

②公園・緑地

緑化推進事業《みどりの課》

生垣の普及、緑化講習会やガーデニングコンテスト等を行い、緑をつくり育てる楽しさを感じていただくことにより、緑化の推進を図ります。

市民の森整備事業《みどりの課》

個人の所有する山林を市が借りている「市民の森」の再整備を行い、利用の増進を図ります。

街路樹整備事業《みどりの課》

枯損した樹木を撤去して新たに植栽することにより、都市の代表的な緑としての景観を保ちます。



ガーデニングコンテスト作品展示

(3) 安心・安全分野

①防災

防災管理事業《防災危機管理課》

防災行政無線等の災害対策施設を整備することによって、災害に対する防災力の向上に努めます。

災害用井戸設置事業《防災危機管理課》

災害時における生活用水の確保を目的に、避難場所である市内小中学校などに井戸を設置します。

避難場所案内板等整備事業《防災危機管理課》

案内板などの整備は、災害が発生した場合に、住民が安全に避難できるような確かな誘導と避難場所の周知が必要なことから、避難誘導體制の整備を図ります。

防災備蓄倉庫設置事業《防災危機管理課》

防災対策の一層の充実を図るため、防災用備蓄品を収納する倉庫を設置するものです。地域性を考慮しながら避難場所である小中学校等に分散配置し、備蓄品の購入と併せて防災備蓄倉庫を年次計画により設置していきます。

災害救助事業《社会福祉課》

一定規模の自然災害により被災した住民へ災害弔慰金、災害障害見舞金及び災害援護資金貸付制度に関する市町村負担金を負担し被災世帯の救済を図ります。

災害時要援護者避難支援プラン策定事業《社会福祉課》

災害時の避難に支援が必要な人を把握し、その支援の確保に努めるため、災害時の要援護者に対する避難支援プラン（個人計画）を作成するとともに支援体制の整備を図ります。

水防事業《河川課》

水防（消防）団や流山建設業協同組合等の関係機関と協力し、水害を未然に防ぎまたは軽減するため、河川や水路の監視や警戒を行うとともに、早期に水防体制を確立し浸水対策を講じます。



消防団活動事業《消防総務課》

消防団の士気の高揚及び知識・技術の向上を図るため各種研修・訓練等を行い、災害活動時に迅速的確な防ぎよ活動の推進を図ります。

火災予防及び調査事業《予防課》

市内で発生した火災の原因を特定し、火災発生の軽減を図ります。また消防同意や危険物規制で法令等に基づき審査・規制を行い、火災の危険を未然に防ぎます。義務づけられている点検・訓練を実施指導して火災予防を推進します。

火災予防運動啓発事業《予防課》

春・秋の火災予防運動や歳末火災予防特別警戒の期間に消防職員・団員を投入して火災予防に必要な巡回広報・ポスターの配布・立入検査・消防訓練・防火PRなどを行い、防火の輪を広げていきます。

防災及び救急救助事業《消防防災課》

消防業務である消防、救急及び救助活動が円滑に推進できるよう、これに関わる所要の整備及び事務を行います。

消防団水害対策事業《消防防災課》

甚大な被害をもたらす水害に対し、その被害を最小限にするため、消防団員による警戒出動及び水害出動等の水害対策を図ります。

消防活動事業《中央消防署・北消防署・東消防署・南消防署》

消防資器材の維持管理の徹底と、各種災害時に迅速な行動と活動が取れるよう職員の訓練を充実させます。予防査察の強化を図り予防消防を推進します。



「火災予防運動PR活動」

②防犯

防犯灯設置費補助事業《コミュニティ課》

犯罪を未然に防止するために自治会などの防犯灯設置経費の一部を補助します。

学校安全確保施設整備事業《教育総務課》

学校への不審者侵入の防止対策を整備し、児童・生徒などの安全を確保します。

③交通安全分野

放置自転車の防止《道路管理課》

東武線・流山線・つくばエクスプレス沿線駅周辺の放置自転車を防止するために、自転車放置禁止区域の周知に努めるとともに、自転車駐車場への誘導や放置自転車の撤去を行います。

交通安全施設整備事業《道路管理課》

交通事故を未然に防止するため、道路照明・道路反射鏡・区画線などの交通安全施設を整備し、道路利用者の安全性の確保・向上を図ります。



(3) 子育て環境の充実、長寿社会対応のまちづくり（福祉・教育分野）

(1) 福祉分野

① 子育て支援

ひとり親家庭等医療費助成事業《子ども家庭課》

18歳に達するまでの児童を扶養する母子家庭などのひとり親世帯に、医療費を助成することにより、経済的負担の軽減を図ります。

児童手当支給事業《子ども家庭課》

中学校3年生（15歳）までの児童を対象に児童手当または特例給付の支給に関する業務を行います。

子どもの遊び場維持管理事業《子ども家庭課》

子どもの遊び場を安全に使用できるよう、遊具点検及び修繕、樹木の剪定等の維持管理を行います。

ファミリーサポートセンター支援事業《子ども家庭課》

ファミリーサポートセンター事業は、育児の援助が必要な人（利用会員）と育児の援助ができる人（提供会員）により構成する会員相互の支援活動を行う組織で、保護者の仕事と家庭の両立支援を目的としています。平成20年度より、ひとり親家庭の利用者に対する助成制度（所得制限あり）を創設しました。

マタニティキーホルダー作成事業《子ども家庭課》

妊娠初期の人も妊娠していることが分かり、周囲の人が、さりげなく妊婦に配慮をできるようマタニティキーホルダーを活用して、妊婦に優しい環境をつくれます。

レッツ健康アップ事業《子ども家庭課》

子どもの体力づくりを目的に運動の好きな子・苦手な子等、誰もが参加しやすいゲーム的な運動遊びを取り入れ楽しく体力向上できるようにします。



母子自立支援員設置事業《子ども家庭課》

母子自立支援員による母子家庭などへの福祉資金等貸付に関する相談援助や申請支援、就業に関する相談・助言などを行うことにより、母子世帯等の自立を支援します。

子どもショートステイ事業《子ども家庭課》

18歳未満の児童を対象に、保護者が病気などの理由で家庭での養育が困難になったとき、児童を児童養護施設に一時保護することによって、児童の安全な養育の確保を図ります。

家庭児童相談員設置事業《子ども家庭課》

家庭における児童・幼児に関する様々な問題について相談・助言を行い、児童福祉を推進します。

私立幼稚園等補助事業《子ども家庭課》

補助金を支出して保護者の経済的負担を軽減することで、幼稚園教育の充実を図り、幼児の健全な育成に寄与します。

学童保育運営事業《保育課》

小学校児童を対象に、家庭内保育が困難な場合に、放課後の保育を行うことにより、健全育成を図ります。

学童クラブ施設整備事業《保育課》

放課後児童の健全育成を図るため、1小学校区1学童クラブの施設整備を図り、指定管理者制度を設けて行っているが、学童の需要は増加傾向にあり、今後も保育環境を整えるため施設整備を行います。

統合保育促進事業《保育課》

心身に障害のある児童が集団での保育を受けることにより、当該児童の成長を支援し、もって児童の福祉の増進を図ります。

乳幼児健康支援一時預かり事業《保育課》

保育所などに通所中の児童を、病気の回復期で集団保育が困難な期間に、保育所に付設された専門スペースにおいて一時的に預かります。

つばさ学園運営事業《児童発達支援センター》

障害のある児童を日々保護者のもとから通わせて、保護するとともに、独立自活に必要な知識・技能を与えることを目的とします。

つばさ学園療育相談事業《児童発達支援センター》

障害の早期発見から早期訓練へといった効果的な療育指導により、子どもの成長の支援と親の不安や負担の解消を図ります。

幼児ことばの相談室運営事業《児童発達支援センター》

ことばの遅れや、難聴などによりことばに課題のある就学前の幼児に対し言語聴覚士が相談、指導を行います。

②高齢者支援

老人保護措置事業《高齢者生きがい推進課》

概ね65歳以上の方で経済上・環境上などの理由で養護老人ホームに入所措置が必要な高齢者に日常生活上必要な医療・福祉サービスを提供することにより、高齢者の福祉向上を図ります。

在宅高齢者介護予防・生活支援事業《高齢者生きがい推進課》

外出困難な高齢者に、病院などへの送迎を行う外出支援サービスや訪問による理美容サービスを提供し、在宅生活の継続・向上を図ります。

高齢者等市内移動支援バス事業《高齢者生きがい推進課》

市内の送迎バスを運行している企業等の協力のもと、バスの空席を活用して移動支援を行い、生きがいのある地域づくりを支援します。

独居高齢者声の訪問事業《高齢者生きがい推進課》

独居高齢者などを対象に、安否確認「声の訪問」を自治会役員や老人クラブ役員、民生委員などで構成する「地区社会福祉協議会」で行い、在宅生活における安全対策の一助とします。

(平成27年度からは「高齢者セーフティネット活動支援事業」として、地区社会福祉協議会が行う安否確認だけでなく、熱中症対策の教養講座・啓発講座等の活動に対しても支援していく予定です。)



敬老バス事業《高齢者生きがい推進課》《高齢者生きがい推進課》

高齢者の教養及びレクリエーション等の用に供する敬老バス「さつき号」を運行し、高齢者間の交流の場と生きがいづくりを支援します。

介護予防事業《介護支援課》

高齢者が要介護・要支援状態になることを予防し、心身の状況の改善とともに、生活機能全般の維持・向上を図ることで、居宅で活動的で生きがいのある生活や人生を送ることができるよう支援する事業です。

地域包括支援センター《介護支援課》

地域にある社会資源を使って、高齢者の生活を総合的に支えていく拠点として設置されており、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員などが中心となって、介護予防に関するマネジメントをはじめ、高齢者への総合的な支援を行います。



地域包括支援センター
介護予防教室の様子

高齢者の権利擁護事業《介護支援課》

地域において尊厳ある生活を維持し、安心した生活を送ることが困難な高齢者に、専門的・継続的な観点から、権利擁護のため必要な支援（虐待の早期発見、成年後見制度の活用促進等）を行います。

社会福祉法人等利用者負担軽減事業《介護支援課》

低所得で生計が困難である方に対して介護保険サービスの利用者負担額の軽減を行う社会福祉法人等に一定の助成をすることにより、当該利用者の経済的負担を軽減し、また介護保険サービスの利用促進を図ります。

③障害者支援

自立支援給付事業《障害者支援課》

障害のある人に、全国均一の基準により、必要な障害福祉サービスの支援を行い、障害者福祉の増進を図ります。

地域生活支援事業《障害者支援課》

障害者総合支援法の「地域生活支援事業」に該当する事業を実施し、障害者福祉の充実を図ります。

福祉手当等支給事業《障害者支援課》

障害のある人に福祉手当を支給することで生活の安定と福祉の増進を図ります。

障害者団体育成支援事業《障害者支援課》

障害のある人の社会参加と社会的自立を支援し、福祉の増進を図るため、障害者団体等に補助金を交付します。



就労継続支援B型事業所 さつき園

身体障害者福祉センター指定管理者事業《障害者支援課》

身体障害者の社会参加や社会的自立、また生きがいを高めることを目指し、機能訓練や社会適応訓練を行います。また、手話奉仕員や要約筆記奉仕員の養成講座を行います。

成年後見申立て事業《障害者支援課》

障害により物事を判断する能力が不十分で、家族・親族による申立を行うことができない障害者に代わり市が申立を行い、障害のある人ご本人の権利を守ります。

在宅障害者福祉サービス事業《障害者支援課》

在宅障害者へ自動車燃料費助成や、福祉タクシーの補助等種々の福祉サービスを提供し、障害者の生活安定を図ります。

④地域福祉・生活福祉

保健福祉施策事業《社会福祉課》

保健福祉に関わる有識者等で構成される「福祉施策審議会」で必要な調査及び審議を行い、福祉施策の推進を図ります。

市民福祉活動事業運営費資金貸付事業《社会福祉課》

NPOが新たな市民福祉活動事業を開始する際に、必要となる事業運営資金を無利子で貸し付けることにより、市民福祉活動を推進します。

民生委員児童委員活動推進事業《社会福祉課》

住民と行政等の専門機関との橋渡し役を担っている民生委員・児童委員の活動を支援し、推進します。

見舞金支給事業《社会福祉課》

特定疾病療養者・原爆被爆者・災害被災者に、見舞金の支給を行います。

生活保護法に基づく扶助事業《社会福祉課》

生活の困窮する市民に対し、困窮の程度に応じ必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障し、自立助長を図ります。

⑤バリアフリー

交通バリアフリー化設備整備事業《都市計画課》

駅舎等利用者の移動円滑化を検討します。



歩道に設置された点字ブロック

(2) 教育分野

①学校教育

学校施設の整備・改修《教育総務課》

校舎の改修や外壁の修理、プールの改築及びエアコンの整備を通じて、良好な教育環境の実現を図ります。

幼稚園施設整備事業《教育総務課》

園児の安全確保と充実した教育環境の整備を図り、ゆとりある幼児教育の展開に努めます。

育英資金給付事業《教育総務課》

高等学校・高等専門学校・専門学校・専修学校（高校課程）に通う学費の支弁が困難な生徒に、育英資金を給付します。

入学準備金貸付事業《教育総務課》

高等学校等の入学準備金の調達が困難な保護者に貸付を行い、進学を希望する生徒に教育の機会を提供します。

文化・スポーツ振興事業《教育総務課》

文化・スポーツ等の大会に出場を果たすことなど優秀な成績を収めた市民・団体に奨励金を交付します。

小中学校就学援助事業《学校教育課》

経済的理由により就学が困難な児童生徒に援助を行います。

学校教育運営事業《学校教育課》

学校教育の充実を図るとともに、教職員の資質と専門性の向上に努めることで、心豊かで主体性に満ちた児童生徒を育成します。

教育内容充実事業《指導課》

豊かな心と健やかな体を育むために、多様な体験活動を推進・奨励します。また、力量を高める教師とともに誇りある学校を目指し研修・研究の充実を図ります。

特別支援教育推進事業《指導課》

特別支援教育に対応するため、教室の改装や教材の確保、教員の研究推進を図ります。また、小中学校特別支援学級交流会を開催します。

教育用インターネット活用推進事業《指導課》

教育用インターネットの活用を通じて、児童・生徒の情報活用能力の向上を図ります。

ICT 学習空間整備事業《指導課》

市内小中学校のパソコン教室・普通教室・特別教室などにパソコンを設置します。
また、フィルタリングサーバーを設置し、安全な情報教育の充実を図ります。

「めだかの学校」事業《公民館》

「めだかの学校」は、異年齢の子どもたちが親元を離れ野外に宿泊するものです。集団生活の中で子どもたちの自主性・協調性を高め、心豊かでたくましく生き抜く力を育むことを目指します。



「めだかの学校」～サバイバルキャンプ～

②生涯学習

基盤・学習機会整備事業《生涯学習課》

様々な世代に応じた学習情報の提供や社会変化に応じた各種事業の展開を図り、学習機会の充実に努めます。

学校の開放《生涯学習課》

学校施設を有効活用するため、休日等に生涯学習活動に利用したい市民や団体への貸し出しを行います。

ライフステージに対応した学習充実事業《公民館》

児童期・子育て期・高齢期など各世代に応じた学習機会の提供を図ります。

生活課題に対応した学習充実事業《公民館》

健康・安全・環境など生活課題に対応した学習機会の提供を図ります。

ICT 学習支援事業《公民館》

情報化社会に対応するため、パソコン初心者を対象とした入門コースを中心に、パソコン技術習得のための学習機会を提供します。



流山市ゆうゆう大学《公民館》

中高年者がより充実した人生を送るために必要な知識や技能を、継続的な集団学習を通じて習得させるとともに、仲間づくりや地域参加の機会を提供することも目的として、市内各公民館と南流山センターの5会場で二年制の大学を開設します。

博物館活動事業《図書・博物館》

市民が流山の歴史や文化財、自然環境に親しみ理解を深められるように、常設展の公開や企画展の開催、講演・講座の開講、資料の収集保管・調査研究活動等を行います。

図書館資料整備事業《図書・博物館》

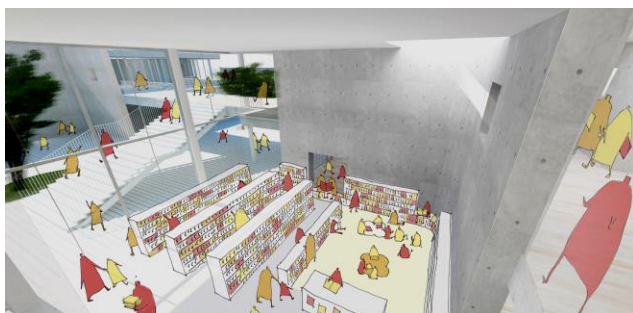
市民の多様な資料ニーズに応えるため、中央・地域図書館や各分館に一般図書・児童書・参考図書等を購入し、蔵書として整備することにより、情報拠点としての資料の充実を図ります。健康や環境に関する資料については、新しい資料を予算の範囲内で購入し、蔵書数の充実を図ります。



子ども読書まつりの様子

新市街地地区図書館整備事業《図書・博物館》

おおたかの森小中学校の2階部分には、学校の図書館とは別に、主に児童書を中心とした子ども図書館を併設します。これは、子育て世代の方が気軽にお子様と絵本などを楽しむことができる場となるよう設置するものです。既存の図書館と同様に、利用者が自由に検索可能な端末を配置し、一般の方の予約図書の受け取りにも対応します。



子ども図書館イメージ図

(4) 地域の豊かな文化とスポーツを楽しめるまちづくり (地域社会・文化・スポーツ分野)

(1) 地域社会分野

①市民活動

自治会館建設費補助事業《コミュニティ課》

自治会館建設にかかる経費の一部を補助することにより、自治会活動を活性化させることで、全市コミュニティの推進を図ります。

青少年健全育成団体運営事業《生涯学習課》

青少年関係団体と協働し、青少年が安心して安全に生活できる相談体制や指導体制などの環境づくりと、健全育成の推進を図ります。

国際標準規格認証取得支援事業《商工課》

市内中小企業の経営改善を図るため、国際標準化機構が定める ISO9000 シリーズや ISO14000 シリーズの認証取得を申請する事業者には、申請料の一部を助成します。

②商工業振興

新産業創出促進事業《商工課》

産学連携及び新産業創出の推進により、本市の産業の振興及び地域の活性化に資するため、市内の中小企業者と大学等とが連携して新技術等の研究開発を行う「産学連携事業」または新製品の販路の開拓を図る「販路開拓事業」にかかる経費の一部を助成します。

企業立地促進事業《誘致推進課》

企業の立地の促進、市民の雇用の増大及び市内の企業の事業機会の拡大を図り、もって本市の産業の振興に寄与することを目的とし、立地企業に、奨励金等を交付します。

観光育成・助成事業《商工課》

観光の振興を図るため、関係団体へ補助をするほか各種行事やイベントの推進を行うなど本市観光のPRを行います。また、ふるさと産品との相乗効果による本市知名度アップによる地域の活性化を図ります。

産学官連携新規事業者等施設入居事業《商工課》

産学官連携による新たな事業の創出及び産業の振興を図るため、東大柏ベンチャープラザに入居して行う研究開発の成果に基づいて事業化を目指す事業者に、居室賃料の一部を助成します。

③雇用・労働

地域職業相談室事業《商工課》

就労機会の拡大や雇用の安定のために、松戸公共職業安定所との連携による「求人検索システム」を活用した職業相談や情報提供を行い、雇用対策の充実を図ります。

母子家庭等就労促進費用助成事業《子ども家庭課》

（教育訓練給付金・高等職業訓練給付金促進給付金）

母子家庭及び父子家庭の自立に向けた就職やキャリアアップのため、あらかじめ指定された教育訓練講座を受講した場合に受講に要した経費の一部を補助します。看護師等の資格取得のために、2年以上養成機関で就学する場合に、一定期間「高等職業技能訓練促進給付金」を支給し、生活の負担軽減を図り、資格取得を容易にします。

障害者就労支援センター運営事業《障害者支援課》

障害のある人の雇用促進と職業生活の充実を図り、社会的・経済的自立を促すことを目的として、就職に向けての訓練や、職場定着に至るまでの相談、支援を行います。

④人権擁護

男女共同参画社会づくり事業《企画政策課》

講演会やイベントの開催等の啓発活動を通じて、男女共同参画を推進していきます。



男女共同参画パネル展

人権擁護に関する啓発活動《秘書広報課》

講演会や人権作文・ポスターの展示等を通じて、人権に関する広報・啓発活動を推進します。

人権啓発活動活性化事業《秘書広報課》

県人権啓発活動委託を受託し、「松戸人権啓発活動地域ネットワーク協議会」（松戸市・流山市）の主催で、事務局として2市が持ち回りで人権啓発に関する講演会と映画のつどいを催し、人権尊重思想の普及高揚を図り、市民等の人権問題に対する正しい認識を広めていきます。

（2）文化・スポーツ分野

①文化振興

文化財保護・推進事業《図書・博物館》

流山市の歴史や文化を理解するのに欠くことのできない文化遺産を守り伝えるとともに、その活用を図ります。

②スポーツ振興

スポーツ講習会・大会開催事業《生涯学習課》

「流山ロードレース大会」や「市民体育大会」のほか、軽スポーツ講習会などを開催し、スポーツ活動機会の提供に努めます。

生涯スポーツ指導者の育成と活用事業《生涯学習課》

スポーツ・レクリエーション活動がどこでも気軽に楽しめるよう、自治会・団体等の求めに応じて、生涯スポーツ指導者を派遣して指導や助言を通じて活動を支援します。



無形民俗文化財として伝承される おびしゃ行事（左） ゼンガラ餅行事（右）

学校体育施設利用促進事業《生涯学習課》

身近な場所で気軽にスポーツ活動に親しめるよう学校体育施設の利用を促進します。

姉妹都市少年スポーツ交流事業《生涯学習課》

流山市と相馬市のスポーツ少年の交流を通して、姉妹都市の友好を図るとともに、健全育成の推進に努めます。

スポーツフィールド整備事業《生涯学習課》

市内各地の遊休地や利用可能な土地を多目的運動場として活用し、生涯スポーツ活動の場の提供に努めます。



流山市・相馬市姉妹都市交流少年野球大会



(5) 安全で健やかな食生活を楽しめるまちづくり（食育・地産地消分野）

(1) 食育分野

① 食生活改善

食の自立支援配食サービス事業（食の自立支援利用調整事業）《介護支援課》

在宅高齢者が健康で自立した生活を送れるよう、「食の自立」の観点から、心身の状況、環境等を調査分析し、地域の実情に応じ給食サービスのほか、食関連サービスの利用調整を行います。

米消費拡大推進事業《農政課》

ごはん食の良さを再認識していただき、米の消費拡大を図ります。市民まつり会場でのもちの安価販売や太巻き寿司講習会などを実施します。



太巻き寿司講習会の様子

(2) 地産地消分野

① 農業振興

遊休水田適正保全管理事業《農政課》

多面的な機能を有する水田を適正管理し、良好な生産環境や景観を維持するとともに、不法投棄の防止や犯罪予防の観点から、遊休水田の草刈りを行うことを地権者に奨励します。

農用地利用集積推進事業《農政課》

農地の遊休荒廃化防止のために、中核的農業者に遊休農地の有効利用を促進し農業経営の安定化に努めます。

農業経営安定対策事業《農政課》

農業施設の整備・拡充により、農業経営の高度化と安定を図る農業者に利子補給をします。

農業団体指導・育成事業《農政課》

農業の振興を図るためには総合的な施策展開が必要であり、各種団体との連絡調整が不可欠なことから、その育成を図ります。

高品質農産物生産事業《農政課》

水稻病虫害防除の推進を図るほか、畑地の土壌消毒、ねぎ赤錆病の共同防除を推進し、環境に配慮した農業の推進と農産物の生産性の向上を図ります。

農業生産法人設立支援事業《農政課》

中核的農業者に法人化を奨励し、大型機械による農作業の受委託等を積極的に推進し、農業者の高齢化や担い手不足に対応して、農業生産の向上を図ります。



野菜づくりにチャレンジする園児

②地産地消

学校給食での地元産農産物の活用《学校教育課》

流山で収穫された米や野菜を季節に合わせて学校給食に取り入れて活用します。

③農業体験

市民農園事業《農政課》

農作業や作物の成長と収穫の喜びの実感を通し健康の増進を図っていただきます。なお、運営管理は公益社団法人シルバー人材センターが行います。

学校での農業体験《指導課》

学校敷地内でさつまいもや稲を栽培し、農家の方の協力などにより、校外の畑で野菜を栽培するなどの体験を行います。

エコ農業推進事業《農政課》

減化学肥料の拡大で、環境への負荷を低減する方向のエコ農業を推進します。また、このため、有機農業を推進する堆肥の導入を支援し減化学肥料と有機農業を推進します。

子どもたちの米づくり体験モデル事業《指導課》

米づくり体験により、お米の生産過程を学ぶことを通して、子どもたちの食育を推進します。



八木南小学校 田植え体験

コラム 歯と口腔を健康に

歯と口腔の健康は「食べる」ことだけでなく、全身の健康を保持するうえで非常に重要です。市民の健康の保持増進及び健康寿命の延伸に効果的な歯と口腔の健康づくりを進めていくために、平成26年7月1日から「流山市歯と口腔の健康づくり推進条例」が施行されました。

乳幼児期、学童期及び思春期において歯と口腔を健康に保つことは、心身の健全な成長につながります。また、成人の歯周疾患は、生活習慣病をはじめ、さまざまな全身の健康に関係しています。高齢者の方々にとっても、よく噛んで食べることができるかどうかは健康と生活の質にも大きく影響します。

「流山市歯と口腔の健康づくり推進条例」では、市民一人ひとりの歯と口腔の健康づくりの推進について、基本理念に定め、市が歯科医師等、教育等関係者及び市民がそれぞれ有する役割を明らかにし、相互に連携・協力して、市民の歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に取り組みを推進することがうたわれ、市民一人ひとりが生涯にわたり、生き生きと元気に過ごせることを目的としています。

流山市では、今後も子どもから高齢者に至るまで、すべてのライフステージにおいて、保健、医療、福祉、教育などさまざまな分野が実施する歯と口腔の健康づくりの事業を推進し市民の歯と口腔の健康づくりをサポートしていきます。

